

第86号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立総合福祉センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成27年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立総合福祉センター

2 指定管理者

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

理事 中村 三郎

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

理 由

神戸市立総合福祉センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立総合福祉センターの指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立総合福祉センター

2. 指定管理者

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

理事 中村 三郎

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4. 債務負担行為

なし

5. 28年度予定額

91,763千円（27年度指定管理料 83,639千円）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 平成27年10月19日

7. 選定理由

総合福祉センターは、平成26年度から耐震及び大規模老朽改修を実施しており、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び同「運用マニュアル」に基づき、平成26年度から2年間について公募外にて前指定管理者である神戸市社会福祉協議会を指定管理者として選定を行った。平成28年度についても引き続き、耐震及び大規模老朽改修を行うため、現在の指定管理者を継続して選定した。

※公の施設の指定管理者制度運用指針に定める公募の例外

施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現行の指定管理者を継続して（上限2年まで）指定する場合

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市民の福祉の増進及び文化教養の向上を図る。

(2) 所在地

神戸市中央区橋通3丁目4番1号

(3) 開設時期

昭和44年11月

(4) 規模構造

鉄筋コンクリート造5階建

○敷地面積 4,707㎡

○延床面積 12,425㎡

(5) 施設内容

①会議室, 研修室

②神戸市立点字図書館

③神戸市立橋地域福祉センター

④神戸市立ひとり親家庭支援センター

⑤神戸市立たちばな保育所

⑥神戸市立たちばな児童館

⑦神戸市立婦人会館

⑧生活情報センター

⑨玄関ホールその他の便益施設

※②, ③, ④, ⑥及び⑦の管理者については別途指定。

(6) 使用時間・休館日

・開館時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午後5時まで)

・休館日 毎月の第3日曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

その他、指定管理者が特に必要があると認める日

(7) 利用実績

○延べ利用人数

平成24年度 290,019人

平成25年度 285,789人

平成26年度 192,768人